

1 通則

2 **通則 8 の条を次のように改める。**

- 3 8 日本薬局方の医薬品名，又は物質名の次に()で分子式又
4 は組成式を付けたものは，化学的純物質を意味する．日本薬
5 局方において用いる原子量は，2017年国際原子量表による．
6 ただし，2017年国際原子量表において原子量の変動範囲で
7 示される元素の原子量は，2010年国際原子量表による．
8 また，分子量は，小数第2位までとし，第3位を四捨五入
9 する．
10